

Ⅰ 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、ライフスタイルの多様化に伴い、食をめぐる環境も大きく変化しています。その影響により、食習慣の乱れによる生活習慣病¹の増加や食文化に関する意識の希薄化等、様々な問題が生じています。

また、わが国では食料を海外に大きく依存しており、食料自給率の向上が大きな課題となっている一方で、食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス²」の発生が問題視されています。食品ロスは、家庭から生じているものも多くあり、食べ物を大切にすることが大切にする気持ちの低下が招いた問題ともいえます。

食育とは、私たち一人ひとりが、健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等を図れるよう、自らの食について考える習慣や、食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を身につけるための学習などの取組を指します。

食をめぐる様々な問題と向き合い、対応していくためには、一時的ではなく、生涯を通じた間断ない食育の実践が重要です。

国は平成17年に「食育基本法」を制定し、「食育推進基本計画」に基づいて食育を推進しています。愛知県においても、平成28年3月には第3次計画である「あいち食育いきいきプラン2020」が策定されました。

本市におきましても、平成21年に「碧南市食育推進計画」を策定し、市民一人ひとりが健やかで心豊かな生活を送るため、食育の推進に取り組んできました。

本計画は、現状の課題と将来目標を見据え、多様な関係者が連携して主体的な食育の取組を推進することを目的とし、策定するものです。

食育基本法では食育を、

- 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる事

と位置づけています。

¹ 生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣の積み重ねに加え、外部環境や遺伝的素因、加齢の要因が重なり合って起こる病気のこと。

² 食品ロス：食べられる状態であるにも関わらず、廃棄される食品のこと。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法の目的、基本理念を踏まえ、同法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけます。

本市の食育に関する基本的な考え方を示すとともに、関係施策を総合的かつ計画的に推進していくために必要な事項を定め、行政はもとより、市民とそれを取り巻く地域・団体等がそれぞれの役割に応じて連携・協議して食育に取り組んでいくための基本となるものです。

なお、計画の推進にあたっては、国の「第3次食育推進基本計画」、愛知県の「あいち食育いきいきプラン2020」、市の上位計画である「第5次碧南市総合計画」や関連計画との整合を図ることとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

期間の設定にあたっては、国・愛知県の評価・検証に基づいて、計画の見直しを行うことから、国・愛知県の計画期間の翌年である平成33年度までとします。

| | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 | 平成 32年度 | 平成 33年度 |
|-----|------------------|------------|------------|------------|------------|------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 国 | 第2次食育推進基本計画 | | | | | 第3次食育推進基本計画 | | | | | |
| 愛知県 | あいち食育いきいきプラン2015 | | | | | あいち食育いきいきプラン2020 | | | | | |
| 碧南市 | 第2次碧南市食育推進計画 | | | | | 第3次碧南市食育推進計画 | | | | | |

4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、食育に関係する機関、団体、市関係部局の代表者等により構成された「碧南市食育推進会議」及び庁内の関係各課で構成された「碧南市食育推進部会」において、審議・検討を行いました。また、市民の意見を反映させるため、アンケート調査を実施しました。

5 計画の推進体制

食育を効果的に推進していくため、関係機関・団体や行政が互いに連携し、総合的な推進を図っていきます。

また、関係機関・団体及び市関係部局の代表者等で構成される「碧南市食育推進会議」において、計画の進捗確認及び評価を行い、より実行性のある事業を推進していきます。

(1) 行政の役割

食育の全市的な取組を目指し、市民、関係機関・団体間でのネットワークづくりを進めるとともに、それぞれの自主的な取組への支援を行います。

また、計画に基づいた食育の推進を図り、様々な場面における食育の展開を進めます。

(2) 関係機関・団体の役割

関係機関・団体には生産者、食品関係事業者や消費者団体等、様々な組織が挙げられます。

各関係機関・団体においては、個別の活動のみならず、他団体との多様な連携により、それぞれの活動分野において市民の食育を支援していくことが求められます。

(3) 市民の役割

食育は生活習慣ととても結びつきが強いものであるため、家庭内における食育の推進はとても重要です。市民一人ひとりが食育を十分に理解し、主体的に取り組むことで、ライフステージや生活場面に応じ、生涯を通じた、間断ない食育の実践が可能となります。